

【正誤表】

白川公園及び中央公民館管理運営仕様書の正誤

正	誤
<p>【33頁】 【主催講座、企画講座及び提案事業以外の公民館使用について】</p> <p>指定管理者が主催講座、<u>企画講座及び提案事業</u>以外で独自に中央公民館施設を使用する場合は、その他の公民館施設使用者と同様に、条例及び規則の規定に基づき事前申請の手続きを行い、その他の公民館施設使用者との平等な利用が確保されるようにすること。</p>	<p>【33頁】 【主催講座、企画講座及び提案事業以外の公民館使用について】</p> <p>指定管理者が主催講座及び企画講座以外で独自に中央公民館施設を使用する場合は、その他の公民館施設使用者と同様に、条例及び規則の規定に基づき事前申請の手続きを行い、その他の公民館施設使用者との平等な利用が確保されるようにすること。</p>
<p>【48頁】 別表追加</p>	<p>【48頁】 なし</p>